一じん肺患者の手記

三池じん肺患者の会の会員である次の方々が、次から次へ死亡されました。

二月二十一日に秋富勝広氏、二十四日に尾花敬次氏、二十八日に白川政行氏、そして三月六日に岩下守氏と死亡されました。

他から見た目にはいかにも元気に見えても、肺の一部を蝕ばまれている事実はどうすることもできません。

とくにじん肺患者の場合、風邪をひいても死につながる、といっても過言ではありません。

岩下さん（行年53歳）の場合は急激に病状が悪化し、苦しみに苦しみぬいた末死亡されたのでした。

岩下さんの奥さんは、次のように話しておられます。

「余りの苦しみを、見ていられませんでした。しかし、意識だけは少しも変らず、死の直前主人は私に、ご免ね、といって患をひきとりました。あのときの主人の苦しみを、企業の責任者や政府の責任ある方に見てもらいたいくらいでした。

元気なときは、企業のために一生懸命働き、働けなくなれば古草履のごつあつかわれ、余儀なく入院生活をすれば、少しの補償で最低の生活をしいられ、実際、じん肺患者の場合、少しよくなれば、政府から管理区分の変更を押しつけてくるのではないでしょうか。

余病でも出て、患者がもしその余病で死亡したら、何の補償もなく、いったい家族はどうして生活してゆくのでしょうか。

今じん肺患者は、こんなことを考えながら療養しなければならないのです。だから、本当の療養にはならないわけであります。

余命いくばくもないじん肺患者に、安心して療養生活ができるような〝じん肺法〟にしてもらいたいと思います。

それが、患者及び家族の切なる願いでもあるのです。

じん肺患者次々死亡

会社幹部に見てもらいたかった

見るに耐えぬ死にざま

障害者が労働大臣に訴え

国民春闘に結集する障害者組織「七五身障連絡会議」は十七日長谷川労働大臣を訪ね、障害者の生活保障に真剣に答えるよう「訴え」を行なった。これは「障害者の生活保障を政府に要求する障害者各団体・グループ」が障害者統一要求書を作成、国民春闘の波の中で具体的な政府回答をひき出すための行動の一環。

これから少しは楽になれるか、と思う矢先のことでした。

政府にのぞみたいことは、せめて患者が安心して療養できるような施策を考えてもらいたいということです」

自主財源の強化を

――統一地方選挙の争点

経済評論家　木村禧八郎

〝保革逆転〟の好機

第八回統一地方選は、いまたけなわである。四年に一度めぐってくる選挙だが、今回は特別に重要な意義を持っている。

第一に、この選挙は、昨年七月の参院選がつくり出した〝保革伯仲〟の形勢を、さらに〝保革逆転〟へと推し進める絶好の機会だということだ。〝保革伯仲〟は、自民党政府の高度成長政策、インフレ政策が完全に破綻し、田中金脈問題に象徴される政治の腐敗が白日の下にさらけ出され、政・財・官界の醜い癒着が国民の総批判をあびたなかでたたかいとられた。

田中内閣から三木内閣にかわっても、この自民党政治の本質は変わらない。〝グリーン〟を自称して登場した三木内閣も、独禁法改正、政治資金規制、公職選挙法問題などで、つぎつぎと公約を後退させ、骨抜きにしている。

春闘と結んで

第二に、この地方選は、七五年国民春闘のさなかにたたかわれている。この春闘が、また並みの春闘ではない。三木内閣と財界は異常なまでの危機感と決意をもって労働者の賃上げ要求を抑えこみ、いうところの安定成長へ移行する〝関ケ原〟〝天目山〟として、今年の春闘をとらえている。安定成長とは、かれらのこれまでの高度成長の条件がくずれた後、たとえ成長率は低くとも、大企業の利潤だけは高率を維持する条件を確保することである。

労働者は、こうした政府と資本の攻撃をはね返し、地方選と結んで春闘を勝利させなければならない。なぜなら、政府と資本の労働者の賃上げ抑制と地方自治体住民の福祉の抑圧は、ともに安定成長の条件づくりという同根から発した攻撃だからだ。

国政革新の展望を

第三に、この選挙は地方財政の危機が激化したなかでたたかわれている。地方財政の危機的な現状を保守の側は、もっぱら地方財政の危機を地方公務員の人件費増が原因だと攻撃するが、これは現象を見て、本質を見ようとしない議論である。地方財政の危機は、税金の七割を国が取り地方自治体は三割しか取れない、高度に中央集権化された仕組みのもとで、高度成長政策、インフレ政策が推し進められた結果過疎・過密、公害など矛盾が地方自治体に集中してシワ寄せされたことから生まれた。

大企業のための産業基盤整備は十分な国庫支出、補助金があるが、住民福祉のための生活基盤整備については、定額・定率の補助しかなく、自治体、特に革新自治体が福祉に力を入れれば入れるほど、「赤字」が増加する仕組みになっている。

この財政危機を解決するには中央集権的な財政の仕組みを変え、大企業と高額所得者に有利な税制を改め、地方自治体の自主財源を強化しなければならない。

このように重要な、歴史的な意義を持つ地方選で勝利するなら、それは総選挙へと引き継がれ、国政革新の展望はいちだんと明らかになろう。

石炭安定法いよいよ

社会党で草案を準備

今開会中の国会で、社会党はいよいよ〝石炭鉱業安定基本法案〟を提出するが、このほど炭労との話し合いでその第一次草案がまとまった。

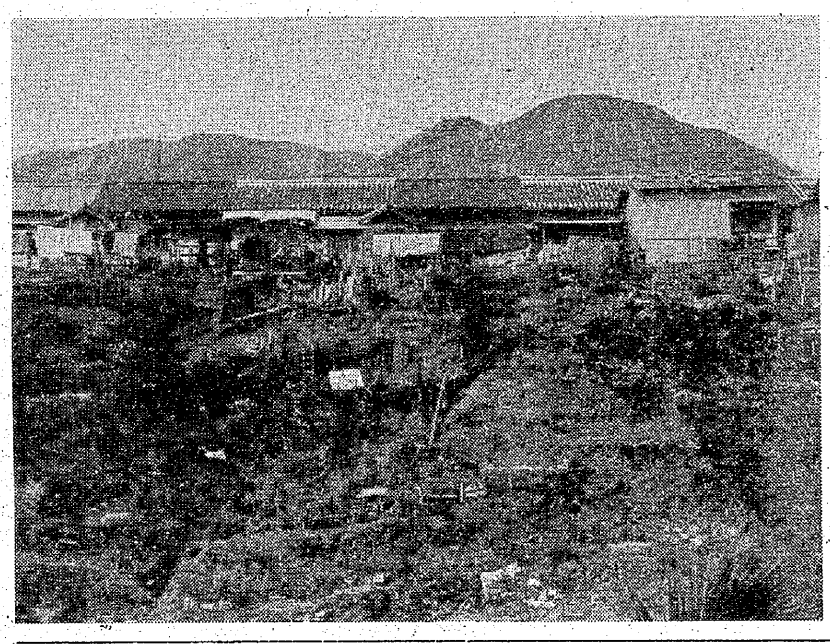

同草案は、わが国の唯一のエネルギー資源である石炭を、将来にわたって安定供給する方途を確保するためだ、として、石炭鉱業安定基本計画、未開発炭田の開発、休廃止田の再開発、石炭需給の安定および石炭公団の設置、そのほか政府の講ずべき施策を定め、そして「国民経済の健全な発展に寄与」（同草案の目的の項から）しようというもの。（閉山した竹島炭鉱あと）

記事訂正

本紙前号二面の「会社は災害責任とれ」という記事で、最下段に「組合側代表は、仮執行を停止せよということは…」とありましたが、これは正しくは「…仮執行停止の申し立てを取り下げよということは…」とすべきでした。

また同記事中に、会社側代表の一人を竹原次長と伝えましたが、滝原次長の誤まりでした。おわびするとともに、訂正させていただきます。

―編集部

石炭鉱業の安定めざす

〝基本法要綱第1次草案〟抜すい

本紙別項記事にある通り、炭労要求にもとずいて石炭鉱業安定基本法要綱の第一次草案がまとまりました。次はその抜すいです。

第一　目的

この法律は、石炭がわが国における重要なエネルギー資源であって、エネルギーの将来にわたる安定的供給を確保する上に重要な地位を占めていることにかんがみ、その計画的かつ合理的な生産及び供給を確保するため、石炭鉱業安定基本計画、未開発炭田の開発、休廃止炭田の再開発、石炭需給の安定及び石炭公団の設置その他政府の講ずべき施策について定め、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。

第二　石炭鉱業安定計画

1　通商産業大臣は、五年ごとに、石炭鉱業審議会の意見を聴いて、石炭鉱業安定基本計画（以下「基本計画」という）を定めるものとすること。

2　基本計画に定める事項は、次のとおりとすること。

一　当該基本計画の最終年度における石炭の生産数量の目標

二　当該基本計画の最終年度における石炭の生産能率、生産費その他石炭鉱業の近代化の目標

三　未開発炭田の開発に関する事項

四　採炭が廃止または休止されている炭田の再開発に関する事項

五　工事の種類、費用の額その他石炭鉱業の近代化のため実施すべき工事に関する事項

六　石炭鉱業の近代化のため実施すべき工事に必要な採掘権または鉱区の整理統合に関する事項

七　石炭需給の安定に関する事項

八　石炭鉱業における雇用の安定に関する事項

九　その他石炭鉱業の安定に関する重要事項

第三　未開発炭田の新開発

1　通商産業大臣は、石炭の鉱床の状態、地質の状態その他の自然条件及び立地条件に関する調査の結果に基づき、石炭鉱業審議会の意見を聞いて、石炭資源の開発及び再開発とすべき施策について定め、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。

2―3　（省略）

第四　石炭鉱業の休廃止に係る炭田の再開発

1　通商産業大臣は、石炭の鉱床の状態、地質の状態その他の自然条件及び立地条件に関する調査の結果に基き、石炭鉱業審議会の意見を聴いて、石炭鉱業の休廃止に係る炭田であって、石炭の供給の安定のためにはその再開発地域として指定することができるものとする。

2　（省略）

第五　新開発地域及び再開発地域における石炭の採掘

1　新開発地域及び再開発地域における石炭の採掘は、それぞれの計画に従い、石炭公団（以下「公団」という）が行うものとし、公団以外の者は、当該地域において現に採掘を行っている者を除き、石炭の採掘を行ってはならないものとすること。

2―4、及び第六―八（省略）

第九　労働力の確保

政府は、石炭鉱業に従事する労働者の確保を図るため、次の各号に掲げる事項について、速やかに、適切な措置を講じなければならないものとすること。

㈠労働時間の短縮その他労働条件の改善。㈡住宅の新築及び改築の促進。㈢―㈤省略。㈥石炭鉱業に関する技術の修得及び高度化のため技術の修得に関する施設の設置。

第十　石炭公団の設置

この法律に規定する施策を行わせるため、別に法律で定めるところより、石炭公団を設置するものとすること。

第十一　石炭鉱業審議会

石炭鉱業審議会は、次の事項について調査審議し、通商産業大臣及び関係行政機関の長に対し建議するものとすること。

㈠基本計画、実施計画、新開発計画及び再開発計画の策定。㈡石炭資源の開発及び再開発とすべき地域の指定。㈢採掘権または鉱区の整理統合。㈣坑口の開設の許可または坑口の使用の許可。㈤需給計画の策定。㈥公団の石炭の買取数量の決定。㈦公団の石炭の買取価格及び販売価格のの決定。以下省略。